「電気・電子機器廃棄物」(WEEE)指令及び「電気・電子機器における特定有害物質の使用制限」(RoHS)指令(EU)

- ブリュッセル・センター -

電気・電子機器製造業者の廃棄物処理責任を定めた標記の2つの指令は、2003年2月13日にEU官報に掲載され発効した。電気製品のみならず、玩具や医療器具等を扱う広範な範囲の事業者に影響を及ぼすため、上記指令を全訳して掲載する。なお加盟各国は、発効から18ヵ月後の2004年8月13日までに国内法への導入を義務付けられている。また、本翻訳は参考資料であり、法的有効性を持たない点、留意願いたい。

WEEE (Waste Electrical and Electronic Equipment)指令は、1)大型家庭用電気製品(冷蔵庫、洗濯機など)、2)小型家庭用電気製品(掃除機、アイロンなど)、3)情報技術・電気通信機器(パソコン、電話など)、4)消費者用機器(ラジオカセット、ビデオカメラなど)、5)照明機器、6)電気・電子工具、7)玩具など、8)医療関連機器、9)監視・制御機器、10)自動販売機など幅広い品目を対象に、各メーカーに自社製品の回収・リサイクル費用を負担させるものである。同指令発効後30ヵ月後に当たる2005年8月13日以前に販売される製品に関しては、市場シェアに応じて各メーカーが回収・リサイクル費用を負担する。

そのほか、指令で採択された主なポイントは以下のとおり。

- (1) 加盟各国が履行を求められるWEEE回収目標は、2006年12月31日までに国民1人当たり年間4キロとする。
- (2)処理運営方法については、各メーカーが個別に行うか、共同スキームに参加するかあるいは併用するかを選択できる。
- (3) 廃棄後の処理を考慮し、電気・電子機器のマーキングを行い、販売日を明確にする。
- (4) リサイクルを前提とした製品デザインを心掛ける(特に欧州議会が主張)。

RoHS(Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment)指令では、電気・電子機器における鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール(PBB)、ポリ臭化ジフェニールエーテル(PBDE)の使用を2006年7月1日から禁止する。これら有害物質に対する既存の加盟各国法制は、この日まで継続される。

1.電気・電子機器廃棄物(WEEE) に関する2003年1月27日付欧州議 会・理事会指令2002/96/EC

欧州議会並びに理事会は、欧州共同体設立条約、とりわけその第175条1項に鑑み、欧州委員会の提案に鑑み、経済社会委員会の見解に鑑み、地域委員会の見解に鑑み、EC条約第251条に規定された手続きに基づき、また2002年11月8日の調停委員会により承認された共同文書に照らして、以下に述べる通り、本指令を採択した。

前文:

- (1)欧州共同体の環境政策は、主として環境 の質の維持、保護並びにその改善、加えて 人の健康保護並びに天然資源の慎重かつ合 理的な活用を目指すものである。また、環 境政策は、予防の原則、すなわち破壊を事 前に防ぐような措置がとられるべきであ り、環境破壊に対してはその汚染源を優先 的に修復しなければならず、そのコストは 汚染者が負担しなければならない、との原 則に基づく。
- (2)欧州共同体の環境並びに持続的発展に関する政策と行動計画(「第5次環境行動計画」)は、持続的発展を達成するには、現在の開発、生産並びに消費の行動パターンを大幅に変える必要があるとし、特に資源の節減と汚染の予防を呼びかけている。行動計画はまた、廃棄物の予防、再利用、安全廃棄の原則適用の観点から、規制対象の1つとして、電気・電子機器廃棄物(WEEE)に言及している。
- (3)欧州共同体廃棄物管理戦略の見直しに関する1996年7月30日付の欧州委員会のコミュニケーションは、廃棄物の発生が避けられない以上、その材料またはエネルギーを再使用、或いは再利用すべきであると指摘している。

- (4) 理事会は、欧州共同体廃棄物管理戦略に 関する1997年2月24日付の決定で、廃棄物 の量的削減と天然資源節約の観点から、廃 棄物活用、とりわけ再使用、リサイクル、 並びに廃棄物のコンポスト化や廃棄物から のエネルギー回収を促進する必要性を主 張。また、個々のケースでのオプションの 選択は、環境面、経済面での配慮を伴った ものでなければならないが、科学技術の進 歩やライフサイクル分析の開発がより高い レベルに達するまでは、製品の再使用と材 料の再利用が、環境にとって最善のオプシ ョンである限り、最も望ましいものである と確認した。理事会はまた、WEEEを含む 優先的廃棄物ストリーム計画のプロジェク トの適切なフォローアップを欧州委員会に 要請する。
- (5)欧州議会は、1996年11月14日の決定で、電気・電子機器廃棄物を含む、いくつかの優先的廃棄物ストリームに関する指令案を、製造者責任の原則に基づいて策定して提出するよう欧州委員会に要請した。欧州議会は同決定で、廃棄物量削減のための提案を前面に押し出すことを、理事会並びに欧州委員会に求めた。
- (6) 廃棄物に関する1975年7月15日付の理事会指令75/442/EECは、特定のケースへの対応として、或いは特定のカテゴリーの廃棄物管理に関する指令75/442/EECを補足するものとして、個別の指令を作成して特別のルールを定めることが出来ると規定している。
- (7) EU域内で発生するWEEEの量は急速に増加しつつある。電気・電子機器(EEE)中の有害な構成部品は、廃棄物の管理面における最大の懸念の1つであり、WEEEのリサイクルは、十分な規模で実施されるに至っていない。
- (8) 加盟国が個別に行動していたのでは、 WEEE管理の改善という目標の効果的な達

成を望むことはできない。とりわけ、製造者責任原則の適用が国ごとに異なっていることは、経済主体にとって財政負担の相違をもたらす結果となり得る。WEEE管理に関する国策の相違が、効果的なリサイクル政策の実施を妨げている。このため欧州共同体レベルでの基本的な基準の設定が必要となる。

- (9)本指令の規定は、遠距離販売や電子販売等を含め、いかなる販売方法をとっていようとも、製造業者並びに製品に対し適用されなければならない。この意味で、遠距離販売や電子販売といった流通チャンネルを開いている者と同じ形で義務が課され、同じおで義務遂行が求められなければならない。これは、WEEEに関する本指令の規定により生じるコストのうち、遠距離販売といった流通チャンネルを通じて販売された製品に関するコストを、その他の流通チャンネルを使用している業者が負担することのないようにするためである。
- (10)本指令は、一般の消費者が使用するすべての電気・電子機器、並びに職業上の目的で使用されるよう製造された電気・電子機器のすべてをその対象とすべきである。本指令は、WEEEと関連のある者すべてを守る、安全並びに健康上の必須事項に関する欧州共同体法規、特定の欧州共同体廃棄物管理法規、特に一部の有害物質を含む電池並びに蓄電池に関する1991年3月18日付の理事会指令91/157/EECに反することなく、適用されなければならない。
- (11)指令91/157/EECは、とりわけ本指令の観点から、可及的速やかに改定されなければならない。
- (12)本指令は、電子・電気機器の修理、改良の可能性、再使用、解体、リサイクルを 考慮するとともに、容易にするような製品

- の設計や製造を奨励するための手段の一つ として、製造者責任のあり方を確立するも のである。
- (13) WEEEの回収や処理に携わる販売業者 の従業員の安全と健康を保証するために、 加盟国は、安全と健康のための必須事項に 関する自国並びに欧州共同体の法規に従っ て、販売業者が回収を拒否出来る条件を決 定しなければならない。
- (14)加盟国は、製品の解体や再利用、とりわけWEEE並びにその構成部品や材料の再使用とリサイクルを考慮し、かつこれを容易にするような設計や製造を奨励しなければならない。製造業者は、環境保護や安全上の必要性といった面で再使用を上回る便益をもたらすものでない限り、WEEEの再使用を阻むような特定のデザイン形態や製造過程を採用してはならない。
- (15)分別回収は、WEEE専用の処理並びに リサイクルを保証するための前提条件であ り、欧州共同体における環境や健康保護上 の目標レベル到達のためにも必要となる。 分別回収を成功させるためには、消費者の 積極的な貢献がなければならず、消費者に 対してはWEEEの返還が奨励されなければ ならない。このためには、一般家庭の消費 者が少なくとも無料でWEEEを返還できる ような公共の回収場所の設置を含めた、 WEEE返還のための利用しやすい施設が確 立されなければならない。
- (16)欧州共同体において、人の健康保護を 目標レベルに到達させ、かつハーモナイズ された環境目標を達成するためには、加盟 国は、WEEEが分別されない市町村ごみと して廃棄されるケースを最低限に抑え、 WEEEの分別回収が高いレベルに達するよ う適切な方策を採択しなければならない。 加盟国が効果的な回収スキーム設置に向け て努力するためには、加盟国に対し、一般 家庭からのWEEE回収率を高いレベルに引

き上げるよう要請する必要がある。

- (17) リサイクルされた物質、或いは廃棄物 の流れの中での汚染物質の拡散を防ぐため には、WEEEに特定の処理を施すことが不 可欠である。こうした処理は、欧州共同体 における環境保護を目標レベルに合致させ るための最も効果的な手段である。リサイ クルや処理作業に携わる組織や業者はすべ て、WEEEの処理に関連した環境への否定 的な影響防止のための最低基準を遵守しな ければならない。現在実施可能な限り最良 の処理方法や再利用、リサイクルの技術が、 人の健康や高レベルの環境保護を確保して いるのであれば、それが用いられなければ ならない。現在実施可能な限り最良の処理 方法や再利用、リサイクルの技術に関して は、指令96 / 61 / ECに規定される手続に 従って、より詳細な定義を設定することが 出来る。
- (18) それが適切であると判断される場合には、WEEE並びにその構成部品、組立部品、並びに消耗品の再使用が優先されなければならない。再使用が望ましくない場合には、分別して回収されたWEEEはすべて再利用を目的とした処理にまわし、処理過程の中で高いレベルのリサイクル率、再利用率を達成しなければならない。さらに、製造業者に対しては、新製品にリサイクルされた材料を取り入れるよう奨励しなければならない。
- (19) WEEE管理の資金に関する基本原則は、 欧州共同体レベルで確立されなければなら ず、またその資金スキームは、高回収率達 成並びに製造者責任原則の実践に貢献する ものでなければならない。
- (20)一般家庭の電気・電子機器利用者は、 WEEEを少なくとも無料で返還する可能性 を与えられなければならない。従って、回 収施設からの回収、WEEEの処理、再利用、 廃棄のための資金は、製造業者が負担しな

- ければならない。製造者責任の概念を最大 限効果的なものとするため、各製造業者は、 自己の生産品から派生する廃棄物管理の資 金を負担すべきである。製造業者は、この 義務を遵守するにあたって、個別でこれを 行うか、或いは合同回収スキームに加わる か、どちらかを選択出来るものとする。 個々の製造業者は、製品を上市する際に、 製造責任者が明らかでない製品にかかる WEEE管理コストが、市町村や他の製造業 者の負担となるようなことがないよう、資 金面での保証をしなければならない。過去 に発生した廃棄物の管理のための資金負担 は、そのコストの発生時点で製造業者とし て市場にシェアを占めている業者が、その シェアの割合に従って資金拠出するような 資金徴収スキームを通じて、現存の製造業 者全員が共同で担わなければならない。こ の資金徴収スキームは、ニッチ・マーケッ トの製造業者や生産量の少ない製造業者、 輸入業者並びに新参の業者を排除する結果 を生むようなものであってはならない。製 造業者は、暫定期間中は、新製品販売の際 に自主ベースで、過去に発生した廃棄物の 回収、処理、並びに環境に害を与えない方 法での廃棄のためのコストを、価格に上乗 せして消費者に示すことが許されるべきで ある。本規定を実施する製造業者は、消費 者に示すコストが、実際に発生したコスト を越えないものであることを保証しなけれ ばならない。
- (21)電気・電子機器の使用者に対しては、 WEEEを分別しない市町村ごみとして廃棄 せず、別途分別回収する必要があること、 またその回収システムやWEEE管理におけ る一般使用者の役割などについての情報を 提供することが、WEEE回収の成功には不 可欠である。こうした情報の提供には、ご み箱や市町村の廃棄物回収に直行する可能 性のある電気・電子機器に適切なマーキン

グを行うことも含まれる。

- (22) WEEEの管理、とりわけ処理や再利用/ リサイクルを容易にするためには、製造 業者から、製品の構成部品や材料を特定 するための情報が提供されることが重要 である。
- (23) 加盟国は、特に加盟国における環境監査のための最低限の基準を規定する2001年4月4日付の欧州議会・理事会勧告2001/331/ECに従い、本指令が正しく施行されていることがチェックできるような検査やモニタリングのためのインフラを確保しなければならない。
- (24)本指令の目標達成をモニターするためには、欧州共同体で上市された電気・電子機器の重量、或いはそれが不可能であれば製品の数量、並びに回収率、再使用率(可能な限り製品をそのまま再使用するケースを含め)、再利用/リサイクル率、及び本指令に従って回収されたWEEEの輸出率に関する情報が必要とされる。
- (25)加盟国は、本指令の特定の条項については、その各々の必須事項が満たされることを条件に、所轄当局と関連の経済部門とが合意を結ぶことでこれを施行するという方法を選択できる。
- (26)欧州委員会は、専門委員会手続に従って、本指令の特定の条項や、付属書IAに挙げたカテゴリーに属する製品のリスト、WEEEの材料や構成部品の選別処理、WEEE貯蔵及び処理に必要な技術要項、並びに電気・電子機器のマーキングのためのシンボルを、科学・技術上の進歩に適応させなければならない。
- (27)欧州委員会に与えられた実施権限行使 のための手続を定める1999年6月28日付の 理事会決定1999 / 468 / ECに従って、本指 令実施に必要な方策が採択されなければな らない。

第1条

目的

本指令は、電気・電子機器廃棄物(WEEE)の発生予防を最優先目標とし、これに加え、 廃棄物処理削減のために、この種の廃棄物を 再使用、リサイクル、或いはその他の形で再 利用することを目指すものである。本指令は また、電子・電気製品のライフサイクルに関 係する全ての事業者、例えば電子・電気製品 の製造業者、販売業者、消費者、そしてとり わけ電気・電子機器の廃棄物処理に直接関係 する事業者の環境保護水準の改善をも目指 す。

第2条

適用範囲

- 1.本指令は、付属書IAに規定されるカテゴリーに属する電気・電子機器に適用される。その製品が、本指令の適用範囲外の別の製品の一部をなすものである場合には、これを除く。付属書IAに規定されるカテゴリーに属する製品のリストを、付属書IBに掲げる。
- 2.本指令は、安全と健康のための必須事項 に関する欧州共同体法規、並びに特定の欧 州共同体廃棄物管理法規に反することなく 適用される。
- 3.加盟国の安全に関する基本的利益の保護 に関連した製品、武器、弾薬、軍需品は本 指令の適用範囲から除外される。しかし、 特に軍事目的のために製造されたものでは ない製品は、この除外対象とはならない。

第3条

定義

本指令では以下の定義が用いられる。

(a)「電気・電子機器」又は「EEE」とは、 それが正常に機能するために電流または電 磁波を必要とする機器、及びこのような電 流または電磁波を再生、伝達あるいは測定 するための機器で、付属書IAに規定される範疇に含まれ、かつ交流1000ボルト以下、 直流1500ボルト以下での電圧で使用されるよう設計されたものを指す。

- (b)「電気・電子機器廃棄物」又は「WEEE」 とは、指令75 / 442 / EECの第1条(a) 項に規定される範囲内で廃棄物とみなさ れる電気・電子機器を指す。電子・電気 機器の廃棄物には、廃棄された時点で製 品の一部となっている全ての構成部品、 半組立部品、並びに消耗品が含まれる。
- (c)「予防」とは、WEEE及びそれに含まれる材料や物質の量、並びにWEEEがもたらす環境への悪影響の削減を目的とした方策を指す。
- (d)「再使用」とは、WEEEまたはその構成 部品が、製品が製造された本来の目的と 同じ目的で使用されることを指す。「再使 用」は、回収場所、販売業者、リサイク ル業者、或いは製造元へ返還された製品 またはその構成部品が、本来の目的で継 続的に使用されることをも含む。
- (e)「リサイクル」は、廃棄物をその本来の目的であれ、それ以外の目的であれ、エネルギー回収以外の目的で利用するために、製造過程で再加工することを指す。エネルギー回収とは、廃棄された可燃物を、単一で或いは他の廃物とともに、エネルギー再生を目的としてそのまま燃焼させ、その熱を回収することを指す。
- (f)「再利用」とは、指令75/442/EEC の 付属書II.B.に規定されている操作の適用を 指す。
- (g)「廃棄」とは、指令75/442/EEC の付属書II.A.に規定されている操作の適用を指す。
- (h)「処理」とは、WEEEが環境汚染を避けるため、或いは分解、寸断、再利用、廃棄等の目的で、そのための設備に引き渡された後で、それに加えられる行為を指

- す。また、WEEEの活用あるいは廃棄の ために加えられる行為で、上記以外のも のすべてを指す。
- (i)「製造業者」とは、その販売方法の如何に関わらず、以下のことを行う者を指す。この販売方法の中には、遠隔地契約の消費者保護に関する1997年5月20日付の欧州議会・理事会指令97/7/ECに規定される遠距離通信による販売を含む。
- [i] 自社ブランドで電気・電子機器を製造、 販売する者。
- [ii]他の者が製造した製品を自社ブランドで 再販売する者。上記[i]に規定する製造 業者のブランドが製品に記されているので あれば、再販売者は製造業者とは見做され ない。
- [iii]電気・電子機器を専門的な形態で加盟 国に輸入或いは輸出する者。

何らかの資金契約のもとで、或いはその契約にそって、資金を全面的に提供する者は、その者が上記[i]~[iii]にあてはまる製造業者としての活動も併せて行っていない限りは、「製造業者」とは見做されない。

- (j)「販売業者」とは、電気・電子機器を、 それを使用するものに対して商業ベース で提供する者を指す。
- (k)「一般家庭から生じるWEEE」とは、一般家庭から出るWEEEや、商店、工場、公共組織、或いはその他から生じるWEEEで、その性格と量とが一般家庭から生じるWEEEに類似しているものを指す。
- (I)「有害な物質或いは調剤」とは、理事会 指令67/548/EECあるいは欧州議会・理 事会指令199/45/ECで有害とみなされて いる全ての物質や調剤を指す。
- (m)「資金面での合意」とは、何らかの製品 に関して結ばれるローン、リース、賃貸 借、セールス協定の委譲などの合意やア レンジメントを指す。合意やアレンジメ ントの条件、或いは見返り合意や見返り

アレンジメントが、その製品の所有権の 移譲或いはその可能性を規定しているか 否かには左右されない。

第4条

製品の設計

加盟国は、WEEE並びにその構成部品や材料の解体や再利用、とりわけ再使用とリサイクルとを考慮し、かつこれを容易にするような設計や製造を奨励するものとする。この意味で加盟国は、製造業者が特定のデザイン形態や製造過程を導入して、WEEEの再使用を阻むことがないよう、適切な措置をとるものとする。特定のデザイン形態や製造過程が、例えば環境保護や安全上の必要性のいずれか、或いは双方に、再使用を上回る便益をもたらす場合は、この限りではない。

第5条

分別回収

- 1.加盟国は、分別されない市町村ごみとして廃棄されるWEEEを最小限にとどめ、高いレベルの分別回収率を達成するために適切な方策を採択する。
- 2 .一般家庭から出るWEEEへの対応として、 加盟国は2005年8月13日までに、以下のこ とを保証するものとする。
- (a) 製品の最終所有者並びに販売業者が、廃棄物を少なくとも無料で返還できるようなシステムを設置すること。加盟国は、特に人口密度を考慮して、必要な回収施設の提供と施設へのアクセスを保証する。
- (b)新製品を販売する際、販売業者は、新製品と同等かつ同じ機能を果たしたものである限り、少なくとも一対一のベースでは無料で、販売業者に廃棄物を返還する可能性を保証する責任を負う。加盟国は上記規定とは別のシステムを採用することができるが、そのシステムが最終所有者に対し、WEEEの返還をより困難に

するものではないことが保証されていなければならず、またそのシステムは最終所有者にとって上記規定同様に無料でなければならない。本規定を適用する加盟国は、そのことを欧州委員会に通知する。

- (c) 上記規定(a) 及び(b) に反することなく、加盟国は製造業者が各々、或いは合同で、或いはこの双方を併用して、一般家庭から出るWEEE回収のシステムを設置することを、それが本指令の目的にそったものである限り、許可するものとする。
- (d) 自国並びに欧州共同体の健康と安全の 基準に従い、汚染が原因で人の健康や安 全を危険にさらすWEEEは、上記(a)及 び(b)に規定される返還ポイントで拒否 されることもあり得る。加盟国は、こう したWEEEに関しては、特別な取り決め を設けるものとする。

加盟国は、基本的な構成部品を欠いているような製品、或いはWEEE以外の廃棄物を含んでいる製品については、上記(a)及び(b)の規定同様、WEEE返還のための特別な取り決めを行うことが出来る。

- 3.一般家庭から出るWEEE以外のWEEE については、加盟国は、第9条の規定に反 することなく、製造業者或いはそれに代わ る第三者が、こうしたWEEEの回収システ ムを提供することを保証する。
- 4.加盟国は、上記の1、2及び3の規定の下で回収されたWEEEがすべて、製品がそのまま再使用されるのでない限り、第6条の規定で認可されている処理施設に運ばれることを保証する。加盟国は、製品の再使用が、本指令のとりわけ第6条及び第7条に照らし、規定を迂回するような形で計画されていないことを保証する。分別して回収されたWEEEの回収と輸送とは、そのまま再使用可能な製品やリサイクル可能な製品・構成部品が、最も適切な形で再使用やリサイクルされるようは方法で行う。

5.加盟国は、上記の1に反することなく、 遅くとも2006年12月31日までに、一般家庭 から出るWEEEの分別回収率が、少なくと も住民一人当たりにつき年4kgに達することを保証する。

欧州議会並びに理事会は、欧州委員会からの 提案に基き、また加盟国の技術的経済的経験 を考慮して、2008年12月31日までに新規の達 成義務目標を設定するものとする。この目標 は、この日付に先立つ数年間に一般家庭が購 入した電気・電子機器の量の一定の割合とい う形をとることもあり得る。

第6条

処理

1.加盟国は、製造業者或いはこれに代わる 第三者が、欧州共同体法規に従い、WEEE 処理のために現存する最良の処理、再利用、 リサイクルの技術を用いたシステムを設置 することを保証する。このシステムは、製 造業者が個別に設置しても、合同で設置し ても、或いはこれを併用しても差し支えない。指令75/442/EECの第4条の遵守を 保証するため、この処理は最低限、全ての 液状物質の除去、並びに本指令付属書に 従った選別処理を含むものとする。

上記以外の処理技術で、人の健康と環境の保護に関して少なくとも同等のレベルを保証するものを、第14条2項の手続に従って、付属書に導入することもあり得る。

環境保護の観点から、加盟国は回収された WEEEの処理に関して最低限の質的基準を設 けることが出来る。こうした質的基準の設置 を選択する加盟国は、これを欧州委員会に通 知するものとし、欧州委員会はその基準を公 表する。

2.加盟国は、処理業務を実施する全ての 事業体或いはその下請け企業が、指令75/ 442/EECの第9条並びに第10条に従い、 関係当局の認可を得ることを保証する。 指令75/422/EECの第11条1(b)項に規定される認可取得免除は、指令75/442/EEC第4条の遵守を保証するために、関係当局が登録以前に検査を実施している場合に限り、WEEEの再利用の作業に適用され得る。

この検査では、以下のことを確認するものとする。

- (a) 処理すべき廃棄物のタイプ並びに量
- (b) 一般的な技術上の必須事項の遵守
- (c)必要な安全予防措置

この検査は少なくとも年1回行われ、加盟国はその結果を欧州委員会に通知するものとする。

- 3.加盟国は、処理業務を実施する事業体或 いはその下請け企業が、WEEEの貯蔵や処 理において、付属書 に規定される技術上 の必須事項を遵守していることを保証する。
- 4.加盟国は、上記の2で言及されている認可或いは登録が、同1及び3の必須事項を満たし、かつ第7条に規定される再利用の目標を達成するために必要なすべての条件を含んでいることを保証する。
- 5.WEEEの船積み輸送が、欧州共同体域内での、域内への、或いは域内からの廃棄物船積みの輸送の監督・検査に関する1993年2月1日付け理事会規則(EEC)no.259/93に従って行われる限り、処理作業は各加盟国の国外、或いはEU域外で行われてもさしつかえない。

「理事会規則(EEC)no.259/93」、「一部のタイプの廃棄物の一部の非OECD加盟国への輸送に適用される共通規則並びに手続を定める1999年4月29日付理事会規則(EC)no.1420/1999」、「理事会規則(EEC)no.259/93に従い、OECD決定C(92)39finalが適用されない一部のタイプの廃棄物の一部の国への輸送に適用されるコントロール手続きを定める1999年7月12日付欧州委員会規則(EC)no.1547/

1999」に従い欧州共同体から輸出される WEEEは、その再利用、再使用、リサイクル、或いはそのいずれかの処理業務が、本指令の 必須事項に匹敵する条件のもとで行われたことを輸出業者が証明できる場合に限り、本指令の第7条 1 項並びに 2 項の義務、並びに目標達成の数値として数えられるものとする。

6.加盟国は、処理作業に携わっている組織や下請け企業が、欧州共同体環境管理監査スキーム(EMAS)への組織の自主参加を認める2001年3月19日付の欧州議会・理事会規則(EC)no.761/2001に従い、公認環境管理システムを導入することを奨励する。

第7条 再利用

- 1.加盟国は、製造業者或いはその代理である第三者が、欧州共同体法規に従い、個別に、あるいは合同で、第5条に従って分別回収されたWEEEの再利用のためのシステムを設置することを保証する。加盟国は、機器のそのままの再使用を優先するものとする。下記の4項に規定される期日までは、こうした機器は、下記2項に規定される目標の勘定には加えないものとする。
- 2 第6条に従って処理されるWEEEに関し、 加盟国は、遅くとも2006年12月31日までに 製造業者が以下の目標を達成することを保 証する。

付属書IAのカテゴリー 1 並びにカテゴリー 10に属するWEEEに関しては、

- 再利用率が、機器 1 台につき平均重量比で 最低80%に達する。
- 構成部品、材料並びに物資の再使用及びリサイクル率が、機器1台につき平均重量比で最低75%に達する。

付属書IAのカテゴリー3及びカテゴリー4に 属するWEEEに関しては、

- 再利用率が、機器 1 台につき平均重量比で 最低75%に達する、 - 構成部品、材料並びに物資の再使用並びに リサイクル率が、機器1台につき平均重量 比で最低65%に達する。

付属書IAのカテゴリー2、5、6、7及び9に 属するWEEEに関しては、

- 再利用率が、機器1台につき平均重量比で 最低70%に達する、
- 構成部品、材料並びに物資の再使用並びに リサイクル率が、機器1台につき平均重量 比で最低50%に達する。
- (d) ガス放出ランプに関しては、その構成 部品、材料並びに物資の再使用並びにリサ イクル率が、ランプの重量比で最低80%に 達する。
- 3.加盟国は、上記目標値算出のために、製造業者あるいはその代理である第三者が、処理場に運び込まれた時(インプット)並びに処理場を出る時(アウトプット)或いは再利用またはリサイクルのための施設に運び込まれた時(インプット)或いはその双方の時点でのWEEEの総量、その構成部品、材料或いは物質の量を記録にとどめることを保証する。

欧州委員会は、第14条 2 項に規定する手続に 従って、材料のスペックをも含めて上記 2 項 で設定した目標の、各加盟国の遵守状況をモ ニターするための細則を定める。欧州委員会 は、この細則を2004年 8 月13日までに提出す るものとする。

4.欧州議会並びに理事会は、それが適切である場合には機器そのものの再使用をも含めた、再利用並びに再使用/リサイクルのための新目標、並びに付属書IAのカテゴリー8に属する製品の新目標を、欧州委員会の提案に基づき、2008年12月31日までに設定する。この目標設定は、材料やテクノロジー分野での開発の結果として生じた資源有効利用率の改善といった、現在使用中の電気・電子機器の環境面での便益を考慮に入れて行われるものとする。再使用、再

利用並びにリサイクル、製品や材料に関する技術的進歩、並びに加盟国やその産業界の経験の蓄積も考慮の対象とされる。

5.加盟国は、再利用、リサイクル並びに 処理のための新テクノロジーの開発を奨 励する。

第8条

- 一般家庭から出るWEEE関連資金調達
- 1.加盟国は、各製造業者が、少なくとも、 第5条2項に従い設置される回収施設に集 まった一般家庭からのWEEEの回収、処理、 再利用、並びにそれを環境に否定的な影響 を与えない方法で廃棄するための資金を、 2005年8月13日までに、提供することを保 証する。
- 2.2005年8月13日以降に上市される製品に関しては、それぞれの製造業者が、各自の製品から発生する廃棄物ついて、上記1項に規定される処理業務の資金を負担する責任を負う。製造業者は、個別にこの資金を負担するか、或いは合同の回収スキームを設置することによってこの義務を果たすか、どちらかを選ぶことができる。

加盟国は、各製造業者が製品を上市する際に、あらゆるWEEE管理の資金が担保されていること、またその製品の表示が第11条2項の規定に従って行われていることを示す保証が提示されることを確保する。この保証は、その製品に関して上記1項に規定される処理費用が担保されることを保証するものとする。この保証は、適切なWEEE管理のための資金スキームへの参加、リサイクル保険加入、銀行口座の封鎖などの形をとることができる。

回収、処理、並びに環境に無害な方法での廃棄のためのコストは、新製品販売の際に、価格に上乗せして購入者に示されることはないものとする。

3.上記1項に規定される日付以前に上市さ

れたWEEE(「過去の廃棄物」)の管理コストを負担する責任は、それぞれのコストが発生した時点で市場にシェアを占めているすべての製造業者が拠出する単数或いは複数の資金システムによって負担されるものとする。製造業者の資金拠出は、一定の比率、例えば製品のタイプ別に各々の製造業者が市場で占めているシェアの割合に従うものとする。

加盟国は、本指令発効から8年間(付属書IAのカテゴリー1に属するものに関しては10年)の暫定期間においては、製造業者は新製品を販売する際に、回収、処理、並びに環境に否定的な影響を与えない方法で廃棄するためのコストを、購入者に対し別途価格に上乗せして明示することができることを保証する。ここで上乗せされるコストは、実際に発生するコストを越えないものとする。

4.加盟国は、遠距離通信により電気・電子機器を供給している製造業者も、製品の購入者が居住している加盟国において販売される製品に関し、本条項に規定される必須事項を遵守することを保証する。

第9条

一般家庭以外のユーザーから出るWEEE関連 の資金調達

加盟国は、2005年8月13日以降に上市された製品で、家庭以外のユーザーが出す電気・電子機器廃棄物の、回収、処理、再利用、並びに環境に否定的な影響を与えない方法で廃棄するためのコストをカバーする資金が、2005年8月13日までに、製造業者から提供されることを保証する。

2005年8月13日以前に上市された製品から派生するWEEE(「過去の廃棄物」)に関しては、その管理コストは製造業者によってカバーされるものとする。加盟国は、代替手段として、一般家庭以外のユーザーに対してもまた、こ

のコストの一部或いは全部を負担させること ができる。

製造業者並びに一般家庭以外のユーザーは、 本指令に反することのないものであれば、そ の他の資金確保方法を規定した合意を結ぶこ とができる。

第10条

ユーザーに対する情報

- 1.加盟国は、以下の項目に関し、一般家庭 の電気・電子機器の利用者が必要情報の提 供を受けることを保証する。
- (a) WEEEを分別されない市町村ごみとして 廃棄せず、分別して回収することの必要性
- (b) ユーザーが利用できる返還並びに回収 システム
- (c) WEEEの再使用、リサイクル、並びにその他の形での再利用に貢献するためのユーザーの役割
- (d) 電気・電子機器の中に有害物質が含まれていることの結果として生じ得る環境 並びに人の健康に対する影響
- (e) 付属書 のシンボルマークの意味。
- 2.加盟国は、消費者をWEEEの回収に貢献 させるための、また、WEEEの再使用、処 理、及び再利用を消費者が容易にするのを 奨励するための、適切な方策を採択する。
- 3.WEEEが市町村の分別されないごみとして廃棄されるのを最低限にくいとめ、またその分別回収を容易にすることを目的として、加盟国は2005年8月13日以降に上市される電気・電子機器に対し、製造業者が、付属書に示すシンボルマークを正しく添付することを保証する。例外として、その製品の大きさや機能上必要な場合には、電気・電子機器のパッケージ、使用説明書、及び保証書にシンボルマークを添付するものとする。
- 4.加盟国は、上記の1~3項に規定される

情報の一部、或いはすべてが、製造業者或 いは販売業者、或いはこの双方によって、 例えば使用説明書や販売ポイントで提供さ れるよう要求できる。

第11条

処理設備に関する情報

- 1.WEEEの再使用や、そのメンテナンス、 改良、磨き直し、及びリサイクルを含む処 理が正しく、かつ環境に無害な方法で行わ れることを容易にするために、加盟国は、 新しく上市されるEEEの各々のタイプごと の再使用や処理のための情報を、製品の上 市から1年以内に、製造業者が提供するこ とを保証するために必要な方策をとる。こ の情報は、再使用センター、処理やリサイ クルの施設が、本指令の規定を遵守するた めに必要とする限りの、様々なEEE構成部 品や材料、並びにEEE中の有害物質や調剤 の位置を特定できるものとする。この情報 は、再使用センター、並びに処理やリサイ クルの施設が、マニュアル又は電子メディ アによる手段(例えばCD-ROMやオンラ イン・サービス)を通じて利用できるよう に、EEE製造業者によって整備されなけれ ばならない。
- 2.加盟国は、2005年8月13日以降に上市される電気・電子機器の製造業者はいずれも、その機器に付したマークで明確に特定できることを保証する。さらに、その機器が上市された日付が間違いなく確認できるよう、機器に付されるマークは、その機器が2005年8月13日以降に上市されたものであることを具体的に記したものでなければならない。欧州委員会は、このため、欧州規格の準備を促進するものとする。

第12条

情報並びに報告

1.加盟国は、製造業者の登録簿を作成して、

以下の電気・電子機器の量並びにカテゴリーに関する年ベースでの実質的な見積もりを含めた情報を収集するものとする。ここで取上げる電気・電子機器とは、加盟国内で、上市されたもの、あらゆるルートを通じて回収されたもの、再使用、リサイクル、並びに再利用されたものを指す。また回収された廃棄物で輸出されたものに関する情報も含まれる。見積もり数値は重量で表されるものとするが、それが不可能な場合は、数量で表すものとする。

加盟国は、電気・電子機器を遠距離通信により販売している製造業者が、第8条4項の必要事項の遵守に関する情報、並びに製品の購入者が居住している加盟国の市場に出された電気・電子機器の数とカテゴリーに関する情報を、提供することを保証する。

加盟国は、要求される情報が、2年ごとのベースで、対象期間終了後18ヶ月以内に、欧州委員会に提供されることを保証する。第1回の情報提供は、2005年並びに2006年をカバーするものとする。こうした情報は、指令第14条2項に規定される手続きに従い、本指令発効から1年以内に、WEEE並びにその処理に関するデータベースの構築を目的として設定されるフォーマットにそった形で提出されるものとする。

加盟国は、本項の規定を遵守するにあたり、 充分な情報交換、とりわけ第6条5項に規定 される処理作業のための情報交換が出来るよ うにしなければならない。

2.上記1項に規定される必要事項に反することなく、加盟国は、本指令の実施状況に関する報告書を、3年ごとに欧州委員会に送付する。報告書は、特定の環境関連指令の実施に関する報告書の標準化並びに合理化を定めた、1991年12月23日付の理事会指令96/692/ECの第6条に規定される手続

にそって、欧州委員会が立案する質問状またはアウトラインをベースに作成されるものとする。質問状またはアウトラインは、報告書が対象としなければならない期間が始まる6か月前に加盟国に送付されるものとする。報告書は、それが対象としている3年の期間終了後9か月以内に、欧州委員会が入手できるものとする。

この3ヵ年レポートの第1回目は、2004年から2006年の期間を対象とするものとする。

欧州委員会は、加盟国からの報告書の受領後 9か月以内に、本指令の実施状況に関する報 告書を公にする。

第13条

科学・技術上の進歩への適応

本指令第7条3項、付属書IB(とりわけ家庭 照明器具、フィラメント電球並びに、例えば ソーラーパネルのような光起電装置を追加す る可能性を念頭におき)、付属書 (とりわけWEEE処理のための新技術の開発を考慮に 入れ)、付属書 、並びに付属書 を、科 学・技術上の進歩に適応させるために必要な 修正はすべて、第14条2項に規定される手続 に従って採択されるものとする。

欧州委員会は、付属書の修正に先立ち、電 気・電子機器の製造業者、リサイクル業者、 処理事業者、環境関連組織、並びに被雇用者 や消費者の組合などと協議するものとする。

第14条

専門委員会

- 1.欧州委員会は、指令75/442/EECの第18 条により設置される専門委員会のサポート を受けるものとする。
- 2.本項への言及がある場合、決定1999/ 468/ECの第8条に従い、同決定の第5条 並びに第7条が適用される。

決定1999 / 468 / ECの第5条6項に規定される期間は3ヶ月とする。

3.専門委員会はその手続に関するルールを 採択するものとする。

第15条

罰則

加盟国は、本指令に従って採択された自国の 規定への違反に対し適用される罰則を決定す るものとする。このようにして決定される罰 則は、効果的で、違反の程度に比例するもの であり、かつ違反を防止するようなものでな ければならない。

第16条

検査並びにモニタリング

加盟国は、本指令が正しく適用されていることのチェックができるような検査やモニタリングのシステムを確保する。

第17条

国内法への導入

1.加盟国は、2004年8月13日までに、本指令遵守に必要な法規並びに行政規定を発効させるものとする。加盟国は、その発効を直ちに欧州委員会に報告する。

加盟国は上記の規定を採択する際、その規定 で本指令に言及するか、或いはその公示の際 に本指令への言及を行うものとする。かかる 言及の手続は、各々の加盟国が規定する。

- 2.加盟国は、本指令がカバーする分野で採 択されるすべての法規、行政規定の全文を 欧州委員会に通知する。
- 3.加盟国は、本指令に規定される目的が達せられることを条件に、第6条6項、第10条1項、並びに第11条の規定を、関係当局と関連経済部門との合意という形で導入することができる。かかる合意は、以下の事項を満たすものとする。
- (a) 合意は施行可能なものでなければならな

L1

- (b) 合意は、その目標を、目標達成期限と ともに明記したものでなければならない。
- (c) 合意は、当該国の官報、或いは国民が官報同様にアクセスしやすい正式文書に公表されるとともに、欧州委員会に対しても通達されなければならない。
- (d) 合意目標の達成結果は、規則的にモニターして、所轄当局並びに欧州委員会に報告するとともに、合意に規定された条件のもとで一般に公開されなければならない。
- (e) 関係当局は、合意のもとでの達成進捗が 審査されることを保証しなければならない。
- (f) 合意が遵守されない場合、加盟国は、 法的措置、規定設置、或いは行政措置を とって、本指令の当該規定を実施しなけ ればならない。

4 .

- (a) ギリシャならびにアイルランドに関して は、
 - リサイクルのためのインフラの欠如
 - 多数の小島や遠隔地帯、山岳地帯がある などの地理的条件
 - 人口の過疎
 - EEE消費レベルの低さ

が国全体を特徴づけており、第5条5項の第1サブパラグラフで言及される回収目標にも、第7条2項で言及される活用目標も達成不可能であり、また、廃棄物の埋立てに関する1999年4月26日付の理事会指令1999/31/ECの第5条2項の第3サブパラグラフで、同条項の言及するデッドラインの延長申請ができるとされており、

本指令第5条5項及び第7条2項で言及されている期間を、24ヶ月を上限として延長することができる。

この二つの加盟国は、遅くとも本指令の国内法への導入の際に、その決定を欧州委員会に

対し通知するものとする。

- (b) 欧州委員会は、その他の加盟国並びに 欧州議会に対し、上記の決定を通知する ものとする。
- 5.本指令発効後5年以内に、欧州委員会は、本指令適用の実績、とりわけ分別回収、処理、再利用並びに資金システムに関する実績に基いた報告書を、欧州議会並びに理事会に提出するものとする。さらに、報告書は、技術の発展状況や得られた経験、環境に関する必須事項、域内市場の機能に基いたものとする。報告書には、それが適切である場合には、本指令の関連既定の改訂のための提案が添付されるものとする。

第18条

発効

本指令は、欧州連合官報に掲載された日に発 効する。

第19条

配布先

本指令は、加盟国に送付される。

付属書IA

本指令がカバーする電気・電子機器のカテゴ リー:

- 1. 大型家庭用電気製品
- 2. 小型家庭用電気製品
- 3.情報技術・電気通信機器
- 4.消費者用機器
- 5. 照明器具
- 6.電気・電子工具(大型の据付型製造業工 具を除く)
- 7. 玩具並びにレジャー、スポーツ器具
- 8. 医療関連機器(すべての移植機器及び汚染機器を除く)
- 9. モニター及び制御用機器
- 10. 自動販売機

付属書IB

本指令目的の対象に含まれ、かつ付属書IA のカテゴリーに属する電気製品のリスト:

1.大型家庭用電気製品

大型冷却機

冷蔵庫

冷凍庫

冷蔵や食品の保存・貯蔵に用いられる上記 以外の大型機器

洗濯機

洗濯物乾燥機

食器洗い機

調理機具

電気ストーブ

調理用電気鉄板

電子レンジ

調理や食料加工に用いられる上記以外の大 型機器

電気暖房機具

電気ラジエーター

室内、ベッド、座るための家具などを暖めるための上記以外の大型機器

扇風機

空調機器

上記以外の扇風、換気。空調などの装置

2. 小型家庭用電気製品

電気掃除機

カーペット掃除機

清掃のための上記以外の機器

製縫、編物、織物、繊維、並びにこれ以外 の繊維加工のために用いられる機器

アイロン並びにアイロンかけ、つやだし、 並びにこれ以外の衣服ケアに用いられる上 記以外の機器

トースター

電気フライ鍋

コーヒーミル、コーヒー沸かし機、並びに 缶や容器の解切や封印のための機器

電気ナイフ

散髪、ヘアドライ、歯磨き、髭剃、マッサ ージ、並びに身体のケアに用いられるこれ

以外の機器

掛け時計、置時計、腕時計、並びに時間を 測定したり、表示したり、記録したりする 目的で用いられる機器

重量計

3.情報技術·電気通信機器

データ処理装置関連:

大型汎用コンピュータ ミニコンピューター プリンター

パソコン関連:

パソコン(CPU、マウス、スクリーン 及びキーボードを含む)

ラップトップ・コンピューター (CPU、マウス、スクリーン及びキーボードを含む)

ノートブック・コンピューター ノートパッド・コンピューター プリンター

コピー機

電気・電子タイプライター 携帯用計算機、卓上計算機

並びに電子を媒介として情報の収集、蓄積、プロセス、プレゼンテーション、またはコミュニケーションを行うための装

置並びに機器

ユーザー端末並びにシステム

ファックス テレックス

電話

公衆電話

コードレス電話

携帯電話

留守番電話

並びに電気通信を用いて音、画像、或い はその他の情報を伝達するための上記以 外の装置或いは機器

4.消費者用機器

ラジオ テレビ ビデオカメラ

VTR

ハイファイ

オーディオ・アンプ

楽器

並びに、信号を含む音や画像を記録したり 再生したりするための上記以外の装置や機 器、或いはテレコミュニケーション以外の 手段で音や画像を配送するための上記以外 のテクノロジー

5. 照明機具

家庭照明器具を除く蛍光灯照明器具

直線状蛍光灯

コンパクト蛍光灯

高圧ナトリウム・ランプ、ハロゲン・ランプを含む強力ランプ類

低圧ナトリウム・ランプ

上記以外の照明器具、又は光を拡散したり 制御したりするための機器、但しフィラメ ント電球を除く

6.電気・電子工具(大型の据付型製造業工 具を除く)

電気ドリル

電気鋸

ミシン

木材、金属、並びにこれ以外の材料を回転させたり、粉砕したり、砂やすりをかけたり、ごすったり、挽いたり、縫合したり、切ったり、剪断したり、鑿穴したり、穴をあけたり、穿ったり、折り返したり、曲げたり、或いは類似の溶接をしたり、はんだ付けをしたり、或いは類似の目的で使用される用具

液体やガス状物質を、噴霧したり、広げたり、拡散したり、或いはこれ以外の方法で液体やガス状物質に上記以外の処理を施すための機器

芝刈りやその他園芸活動のための用具

7.玩具、レジャー並びにスポーツ器具電動列車あるいはレーシングカー・セット

手持ちビデオゲーム・コンソル ビデオゲーム サイクリング、ダイビング、ランニング、 漕船等のためのコンピューター 電気或いは電子部品を含むスポーツ器具 スロット・マシーン

8. 医療関連機器(すべての移植機器及び汚染機器を除く)

放射線療法機器

心臓療法機器

透析機器

肺疾患用送風機

原子核医療機器

試験管診断用実験装置

分析機

冷凍機

受精テスト

病気、怪我、身体の機能不全を発見したり、 予防したり、モニターしたり、治療したり、 軽減したりするための上記以外の機器

9. 監視及び制御用機器

煙探知機

暖房調節機

自動調温装置

家庭用或いは実験室器具として、測定、計 量或いは調節を行う機器

工業用設備(例えばコントロール・パネルなど)の中で使用されるモニタリングやコントロールのための機材で上記以外のもの

10.自動販売機

温飲料自動販売機

温/冷・瓶詰/缶飲料自動販売機

固形製品自動販売機

現金引出し機

なんらかの製品を自動的に供給する機器の すべて

付属書

第6条1項に従う、電気・電子機器廃棄物の 材料並びに構成部品の選択的処理方法

- 1.少なくとも下記の物質、調剤、並びに構成部品は、分別回収されたすべてのWEEEから除去されなければならない。
- ポリクロロビフェニル(PCB)並びにポリクロロテルフェニル(PCT)の廃棄に関する1996年9月16日付け理事会指令96/59/ECの規定によりPCBを含むコンデンサー
- スイッチやバック照明など、水銀を含む構成部品
- 蓄電池
- 一般には携帯電話用の印刷回路版、並びに これ以外の機器用の印刷回路版で表面積が 10cm²以上のもの
- 液状或いはペースト状のトナー・カートリッジ並びにカラートナー
- ハロゲン処理済緩炎剤を含むプラスティック
- 石綿の廃棄物並びに石綿を含む構成部品
- ブラウン管
- 炭化クロロフッ素(CFC) 炭化クロロフッ化水素(HCF)又は炭化フッ化水素(HFC) 並びに炭化水素(HC)
- ガス放出ランプ
- 液晶ディスプレイ (それが適切である場合 にはそのケースをも含めて)で表面積が 100cm²以上のもの、並びにガス放出ラン プでバック照明を行うもののすべて
- 外装電気ケーブル
- 有害物質の分類、包装並びに表示に関する 理事会指令67 / 548 / EECの技術的進歩へ の適合に関する1997年12月 5 日付の欧州委 員会指令97 / 67 / ECに記載されているよ うな耐火セラミックファイバーを含む構成 部品
- 放射性物質を含む構成部品、但し、イオン 化放射物質から生じる危険から、従業員並 びに一般市民の健康を保護するための基本 的安全基準を定めた1996年 5 月13日付の理 事会指令96 / 29 / Euratomの第 3 条並びに

その付属書Iに規定される免除対象限界以下のものを除く

- 懸念対象となる物質を含む電解物コンデンサー(高さ25mm以上、半径25mm以上、或いはこれに比例した類似の大きさのもの)上に挙げた物質や調剤、部品は、理事会指令75/442/EECの第4条に従って破棄又は回収されるものとする。
- 2.分別回収されたWEEE中の以下の構成部 品は、記載の方法で処理されなければなら ない。
- ブラウン管:蛍光塗料を除去しなければならない。
- 泡状スプレイや冷却回路に含まれているような、オゾン層を破壊するガスや15以上の地球の温暖化に関係するガス:適正な方法でガスを抽出し、適正な方法でこれを処理しなければならない。オゾン層破壊ガスは、オゾン層破壊物質に関する2000年6月29日付の欧州議会・理事会規則(EC)no.2037/2000に従って処理されなければならない。
- ガス放出ランプ:水銀を除去する。
- 3.上記1項並びに2項は、環境への配慮、 並びに再使用とリサイクルが望ましい点を 考慮に入れ、機器全体やその構成部品が、 環境に悪影響を与えない方法で再使用並び にリサイクルされるのを妨げないような形 で適用する。
- 4.第14条2項に規定される手続の枠内で、 欧州委員会は、
- 携帯電話用印刷回路版、並びに
- 液晶ディスプレイ に関する項目が修正されるべきであるか否 かを、優先事項として検討する。

付属書

第6条3項に基づく技術的必要事項

1. 処理前WEEEのストック場所(暫定的ストックを含む)(指令1999/31/ECの必要

事項に反することなく)

- それが必要な区画においては表面に水が浸透せず、排液回収の設備があること、また必要に応じて、デカンター並びにクレンザー・油とりがあること
- 風雨を防ぐ設備があること
- 2.WEEE処理場
- 処理済廃棄物の重量を計る計器があること
- それが必要な区画においては風雨を防ぐ設備があり、表面に水が浸透せず、排液回収の設備があること、また必要に応じて、デカンター並びにクレンザー・油とりがあること
- 分解した部品のストックに適した場所があること
- 蓄電池、PCBやPCTを含むコンデンサー、 並びにこれ以外の、放射性廃棄物のような、 有害な廃棄物をストックするのに適切なコ ンテナーがあること
- 健康並びに環境関連規制を遵守した水処理 のための装置があること

付属書

電気・電子機器のマーキング

電気・電子機器の分別回収を表示するシンボルマークは、下記に示すように、車付のごみ箱に×印をつけたものである。このマークは、明瞭で、判読しやすく、かつ消えにくいものでなければならない。



2.電気・電子機器における特定有 害物資の使用制限に関する2003年 1月27日付欧州議会・理事会指令 2002/95/EC

欧州議会並びに理事会は、欧州共同体設立条約、とりわけその第95条に鑑み、欧州委員会の提案に鑑み、経済社会委員会の見解に鑑み、地域委員会の見解に鑑み、EC条約第251条に規定された手続きに基づき、また2002年11月8日の調停委員会により承認された共同文書に照らして、以下に述べる通り、本指令を採択した。

前文:

- (1) 加盟国が採択した電気・電子機器における有害物質の使用制限に関する法規や行政措置間の間に差異があると、貿易障壁となったり、域内における競争の歪みを生み出す原因となり、域内市場の設立や機能にも直接影響を及ぼしうる。従って、本分野における法規を加盟国間で接近させ、人々の健康保護、環境に無害な形での電気・電子機器廃棄物の再利用や廃棄に寄与することが必要と思われる。
- (2) 欧州理事会は、2000年12月7、8、9日に ニースで開催された理事会において、予防 原則に関する2000年12月4日の理事会決定 を採択した。
- (3)欧州共同体廃棄物管理戦略の見直しに関する1996年7月30日の欧州委員会コミュニケーションは、廃棄物中の有害物質の含有量削減の必要性を強調するとともに、製品中の有害物質や製造過程における有害物質の使用を制限する欧州共同体レベルの規則制定がもたらす利益について指摘している。
- (4)カドミウムによる環境汚染に対応するための欧州共同体行動計画に関する1998年1 月25日の理事会決定は、欧州委員会に、こうした行動計画のための具体的な方策を直

- ちに策定するよう呼びかけている。人々の 健康もまた保護する必要があり、何よりも カドミウムの使用を制限し、その代替を探 るような総合的な研究が促進されなければ ならない。理事会決定は、カドミウムの使 用は、適切でより安全な代替物が存在しな い場合にのみ限定されるべきであると強調 している。
- (5)懸念対象である重金属や不燃材に関連 した廃棄物管理上の問題を緩和するため には、電気・電子機器廃棄物に関する 2003年1月27日付欧州議会・理事会指令 2002/96/ECに規定されているような、電 気・電子機器廃棄物(WEEE)の回収、処 理、リサイクル並びに廃棄のための方策が 必要であることは、現存の事実が証明する ところである。しかし、こうした方策にも かかわらず、WEEEのうちのかなりのもの が現存の廃棄物処理ルートに残り続けるこ とになろう。たとえWEEEが分別回収され リサイクルにまわされたとしても、WEEE の含有する水銀、カドミウム、鉛、六価ク ロム、PBB並びにPBDEが、人の健康や環 境をリスクにさらす可能性は高い。
- (6)技術面・経済面でのフィジビリティを考慮すると、人の健康や環境にこうした物質がもたらすリスクを削減する最も効果的な方法は、電気・電子機器が含有する有害物質を、安全な、或いはより無害な物質で置き換えることであり、この方法によれば、欧州共同体が設定した人の健康並びに環境保護のレベルを達成できると思われる。これらの有害物質の使用制限は、WEEEリサイクルの可能性やその経済的有益性を高める上、リサイクル施設の従業員の健康への悪影響を軽減するものと思われる。
- (7)本指令が対象とする物質は、充分な科学 的調査や評価が行われており、欧州共同体 レベル、加盟国レベルの双方で様々な規制 対象となっている。

- (8) 本指令で規定する方策は、既存の国際的なガイドラインや勧告を考慮に入れており、また現時点で入手可能な科学的、技術的情報の評価に基づくものである。方策が存在しない場合に、欧州共同体で発生する可能性のあるリスクを考慮すると、人や動物の健康並びに環境の保護が、設定したレベルに達するためには、こうした方策が必要となる。こうした方策は、継続的に見直されなければならず、場合によっては、その時点で入手可能な技術的、科学的情報を考慮して修正されるべきものである。
- (9)本指令は、安全と健康のための必須事項 に関する欧州共同体法規や、廃棄物管理に 関する一部の欧州共同体法規、特に一部の 有害物質を含む電池や蓄電池に関する1991 年3月18日の理事会指令91/157/EECに反 することなく適用される。
- (10) 重金属、PBDE並びにPBBを含有しない電気・電子機器の技術的開発も考慮されなければならない。科学的立証が可能となったら直ちに、予防の原則を考慮し、上記以外の有害物質の禁止や、少なくとも同レベルの消費者保護を保証し、かつ環境によりやさしい物質での代替も検討する必要がある。
- (11) 科学的、技術的見地から見て、代替物質の使用が不可能であり、代替物質が環境や人の健康に与える悪影響が、代替による人や環境への便益を上回ると思われる場合には、代替の免除が認められなければならない。電気・電子機器における有害物質の代替はまた、電気・電子機器(EEE)使用者の健康や安全に適った形で行われなければならない。
- (12)製品の再使用、再生並びに耐久期間の 延長は有益なことであることから、スペア パーツが入手可能でなければならない。
- (13) 有害物質の段階的削減や禁止に関する 必須事項の適用免除の、科学、技術上の進

- 歩への適応は、欧州委員会が専門委員会手 続に従う。
- (14) 本指令実施に必要な方策は、欧州委員会が付与されている実施権限行使のための手続に関する1999年6月28日の理事会決定1999/468/ECに従って、採択される。

第1条

目的

本指令の目的は、電気・電子機器中の有害物質の使用制限に関する法規を加盟国間で接近させ、人の健康を保護するとともに、電気・電子機器廃棄物の環境に無害な方法での再利用並びに廃棄に寄与することである。

第2条

適用範囲

- 本指令は、指令2002/96/EC(WEEE) の付属書IAに規定されるカテゴリーの1、
 3、4、5、6、7及び10に属する電気・電子機器、並びに電球と家庭照明器具とに対し、第6条の規定に反することなく、適用される。
- 2.本指令は、安全と健康のための必須事項 に関する欧州共同体法規や、廃棄物管理に 関する一部の欧州共同体法規に反すること なく適用される。
- 3.本指令は、2006年7月1日以前に上市された電気・電子機器の修理のためのスペアパーツや電気・電子機器の再使用には適用されない。

第3条

定義

本指令では、以下の定義が適用される。

(a)「電気・電子機器」又は「EEE」とは、 それが正常に機能するために電流または電 磁波を必要とする機器、及びこのような電 流または電磁波を再生、伝達あるいは測定 するための機器で、指令2002/96/EC (WEEE)の付属書IAに規定される範疇に含まれ、かつ交流1000ボルト以下、直流1500ボルト以下の電圧で使用されるよう設計されたものを指す。

- (b)「製造業者」とは、その販売方法の如何に関わらず、以下のことを行う者を指す。この販売方法の中には、遠隔地契約の消費者保護に関する1997年5月20日の欧州議会・理事会指令1997/7/ECに規定される遠距離通信による販売を含む。
- (i) 自社のブランド名で電気・電子機器を製造したり販売したりする者。
- (ii)他の者が製造した機器を自社ブランドで 再販売する者。上記(i)に規定される製 造業者のブランドが機器に記されているの であれば、再販売者は製造業者とはみなさ れない。
- (iii)電気・電子機器を専門的な形態で加盟 国に輸入或いは輸出する者。

何らかの資金契約のもとで、或いはその契約にそって、資金を全面的に提供する者は、その者が上記(i)~(iii)にあてはまる製造業者としての活動も併せて行っていない限りは、「製造業者」とはみなされない。

第4条

予防

- 1.加盟国は、2006年7月1日から、新しく上市される電気・電子機器が鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB或いはPBDEを含んでいないことを保証する。電気・電子機器へのこうした物質の使用を制限或いは禁止する加盟国レベルでの方策で、本指令採択以前に欧州共同体法規にそって採択されたものは、2006年7月1日まで維持されてかまわない。
- 2.上記1項は、付属書に列挙されている使用方法には適用されない。
- 3.欧州委員会からの提案に基き、欧州議会 並びに理事会は、科学的立証が可能となり

次第、第6次欧州共同体環境行動計画に規定されている化学品政策に関する原則に従い、その他の有害物質の禁止並びに、少なくとも同レベルの消費者保護を保証するとともに、環境によりやさしい物質による代替を決定する。

第5条

科学技術上の進歩への適応

- 1.以下のような目的のため、付属書を科学 技術上の進歩に適応させる修正は、本指令 第7条2項に規定される手続に従って採択 される。
- (a)電気・電子機器の一部の材料や構成部品 に含まれている物質で、第4条1項に言及 されるものに関し、最大濃度を必要に応じ て設定する。
- (b)第4条1項に言及されている物質や材料をデザインの変更により除去したり、同物質や材料を必要としない代替品で製品の材料や構成部品を置き換えたりすることが、技術的、科学的見地からみて実践不可能な場合、或いはまた代替が環境や人の健康、或いは消費者の安全に対しもたらす悪影響が、同分野での代替による便益を上回る場合に、電気・電子機器の材料や構成部品を第4条1項の適用から免除する。
- (c)付属書にある適用免除条項の一つ一つを 少なくとも4年ごとに、或いはその項目が 適用免除条項に加えられてから遅くとも4 年目に、同付属書から電気・電子機器の材 料や構成部品を削除することを検討する目 的での見直しを行う。こうした見直しは、 第4条1項に言及される物質や材料をデザ インの変更により除去したり、同物質や材 料を必要としない代替品で製品の材料や構 成部品を置き換えたりすることが、科学技 析上の見地からみて実践可能であり、かつ 代替のもたらす環境や人の健康、或いは消

費者の安全に対する悪影響が、同分野で代替がもたらすはずの便益を上回らない場合に行われる。

2.欧州委員会は、上記1項に従って付属書を修正する前に、電気・電子機器の製造業者、リサイクル業者、処理事業者、環境関連組織、労組や消費者組合などと協議を行うものとする。意見は、第7条1項に規定される専門委員会に送付されるものとし、欧州委員会は、受け取った情報に関する判断を明らかにする。

第6条

見直し

欧州委員会は、場合によっては、新しい科学 的事実を考慮し、本指令に規定される方策を 2005年2月13日以前に見直すものとする。

欧州委員会は特に、指令2002/96/EC (WEEE)の付属書IAに規定されるカテゴリー8及びカテゴリー9に属する製品を、本指令の適用範囲に含めることを目的とした提案を、同日までに行うものとする。

欧州委員会はまた、予防の原則を考慮し、第4条1項にある物質のリストを科学的事実に基いたものに修正する必要性を検討し、修正が適切である場合には、欧州議会並びに理事会に対し修正のための提案を行う。

見直しにおいては、電気・電子機器に使用されているその他の有害な物質や材料が、環境と人の健康に与える影響に特別の注意を払う。欧州委員会は、こうした物質や材料の代替の可能性を検討し、それが適切である場合には、第4条の対象範囲拡大のための提案を、欧州議会並びに理事会に対して提示する。

第7条

専門委員会

- 1.1.欧州委員会は、理事会指令 75/442/EECの第18条に規定される専門委 員会のサポートを受けるものとする。
- 2. 本項への言及がある場合には、決定 1999/468/ECの第8条に従い、同決定の第 5条並びに第7条が適用されるものとす る。

決定1999/468/ECの第5条6項に規定される 期間は3ヶ月とする。

3. 専門委員会は、手続きに関する規則を採 択する。

第8条

罰則

加盟国は、本指令に従って採択される国内規定への違反に対し適用されるべき罰則を定める。ここで定められる罰則は、効果的かつバランスのとれたもので、違反を防止するようなものでなければならない。

第9条

国内法への導入

1.加盟国は、2004年8月13日までに、本指令の遵守に必要な法規、行政措置を発効させる。加盟国は、法規の発効を直ちに欧州委員会に通知する。

加盟国は、上記の方策を採択する際に、その 方策の中で本指令について言及するか、或い は方策公布の際に本指令についての言及を添 付する。言及方法は、加盟国が決定する。

2.加盟国は、本指令でカバーされる分野で 採択されたすべての法規、規則、行政措置 の全文を欧州委員会に通知する。

第10条

発効

本指令は、欧州共同体官報に掲載された日に 発効する。

第11条

配布先

本指令は、加盟国に送付される。

付属書

第4条1項の必須条項の適用が免除 される鉛、水銀、カドミウム並びに 六価クロムの使用方法

- 1. コンパクト蛍光ランプ中の水銀で、ランプ1個当たり 5 mgを越えないもの。
- 2.一般目的に使用される直線状蛍光ランプ中の水銀で、
- 塩化燐酸物質が10mgを超えないもの
- 通常の耐久性を持つ三基燐酸物質が5 mg を越えないもの
- 長期耐久性を持つ三基燐酸物質が8 mgを 越えないもの
- 3.特定の目的に使用される直線状蛍光ランプ中の水銀
- 4.本付属書で特に言及されていないランプ 中の水銀
- 5. ブラウン管、電子コンポーネント並びに 蛍光管のガラスに含まれる鉛
- 6 . 合金材としての鉛で、鋼鉄においては重量比で0.35%、アルミニウムにおいては重量比で0.4%、銅合金においては重量比で4%を越えないもの
- 7. 高温溶接タイプの接合剤(はんだ)に 用いられる鉛(鉛85%以上を含む錫鉛 はんだ合金)
 - サーバー、貯蔵並びに貯蔵アレイなど のシステムに用いられる接合材の中の

鉛(2010年までの免除)

- スイッチング、シグナリング、トランスミッション並びに電気通信のためのネットワーク管理を目的としたネットワーク・インフラ設備のための接合剤中の鉛
- 電子セラミック部品(例えば圧電気装置)中の鉛
- 8. 一部の危険な物質や調剤の販売と使用規制に関する指令76/769/EECを修正する指令91/338/EECで禁止されている使用法を除くカドミウムメッキ
- 9.吸収式冷蔵庫の炭素鋼冷却システムの耐食材として用いられる六価クロム
- 10.第7条2項に規定される手続の枠内で、 欧州委員会は以下の物質の使用法を査定す るものとする。
- デカBDE
- 特定の目的に使用される直線状蛍光ランプ 中の水銀
- サーバー、貯蔵並びに貯蔵アレイなどのシステム、並びにスイッチング、シグナリング、トランスミッション及び電気通信のためのネットワーク管理を目的としたネットワーク・インフラ設備のための接合剤中の鉛、及び
- 電球

上記の項目に関する修正が、査定結果に従って可能な限り早急に行われるようにするため、査定は優先的に実施される。